

# 土地閉鎖登記簿の電子化

この度、当支局に保管されている土地閉鎖登記簿（注1）の全てが電子化されました。

これに伴い、同閉鎖登記簿の謄抄本交付及び閲覧につきましては、電子情報を用いて公開することになります。

取扱開始日 平成27年4月1日（注2）

注1 不動産登記事務のコンピュータ化に伴い、昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項又は平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により閉鎖された登記簿です。

注2 輪島市は、平成26年4月1日から既に開始しています。

平成27年3月16日

金沢地方法務局輪島支局